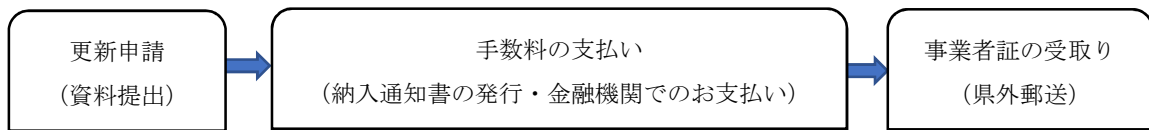


## 鹿屋市指定給水装置工事事業者更新申請のご案内

- 指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は、水道法第25条の3の2により5年となっています。更新対象の方には、申請方法に関する書類を事前に郵送いたします。  
 なお、住所他等の変更がある場合には、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」のご提出をお願いいたします。
- 更新に関する手続きは、以下のとおりです。

### 【更新の流れ】



### 【更新の申請に必要な書類】

個人	法人	申請に必要な書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者申請書(様式第1)	表裏とも記入してください。
○	○	器械機具調書(別表)	
○	○	誓約書(様式第2)	
○	—	住民票	発行日から3か月以内のものとし ます。個人番号は記載しないもの とします。
—	○	定款の写し	直近のものを添付してくださ い。
—	○	登記事項証明書又は登記簿謄本	発行日から3か月以内のものとし ます。
○	○	給水装置主任技術者選任・解任届出書 (選任している主任技術者の免状(写し))	選任している主任技術者全員分を添付し てください。
△	△	指定給水装置工事事業者指定事項変更届 出書	更新の際に変更事項があった場合に、添付 してください。
○	○	指定事業者証(旧)	
○	○	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認 事項	
○	○	鹿屋市水道事業指定給水装置工事事業者 更新確認票	

### ○申請手数料 10,000円

※お渡しする納入通知書により、金融機関等でお支払いください。

### ○申請場所 鹿屋市上下水道部 工務課

### ○問い合わせ先 鹿屋市上下水道部 工務課 配給水係

電話 0994-43-4225 ファックス 0994-43-3646

E-mail : koumu@e-kanoya.net

〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿2丁目11番18号